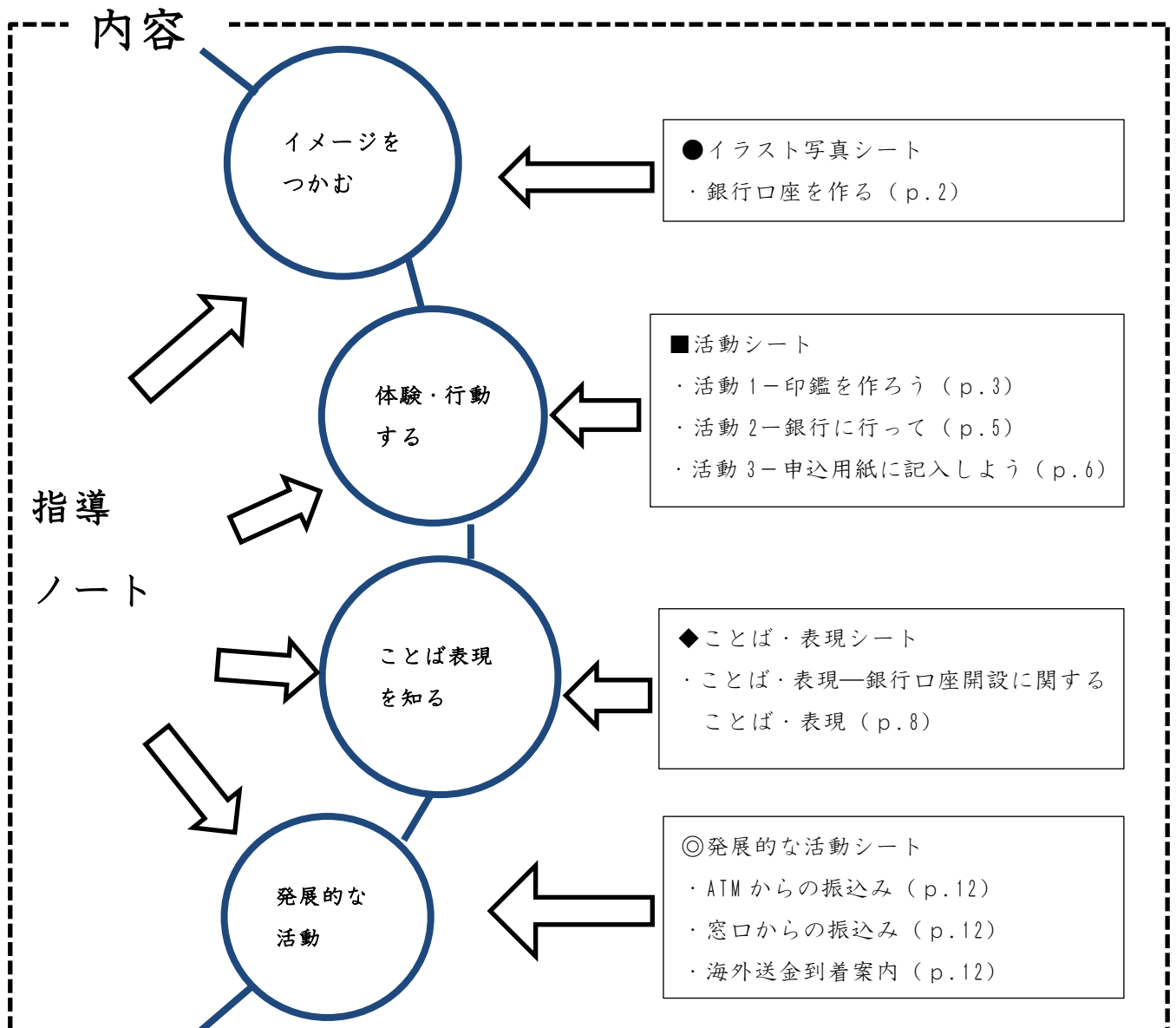


### (3) 金融機関を利用する



#### 取り上げる生活上の行為の事例

(0901050)「口座開設の申込みをする」

#### 教室活動の目標

・銀行口座を開設する・申込みができるようにする

#### 教室活動のねらい

- ・印鑑を作る
- ・口座開設の意思を伝えることができる
- ・申込用紙に必要な事項を記入することができる
- ・預金、送金、給与の受取、公共料金などのサービスを受けることができる

ぎんこうこうぎ

## ● 銀行口座を作る



かつどう  
■ 活動 1 —

いんかん つく  
印鑑を作ろう



ざいしつ  
材質

いんかんもうしこみしょ  
印鑑申込書

|      |               |                   |              |               |               |                |               |
|------|---------------|-------------------|--------------|---------------|---------------|----------------|---------------|
| おなまえ |               |                   |              |               |               |                |               |
| おところ |               |                   |              |               |               |                |               |
| ご連絡先 |               |                   |              |               |               |                |               |
| 書体   | いんそうたい<br>印相体 | てんしよたい<br>天書体     | こいんたい<br>古印体 | かいしよたい<br>楷書体 | そうしよたい<br>草書体 | ぎやうしよたい<br>行書体 | れいしよたい<br>隷書体 |
| 材質   | き<br>木        | ぷらすていっく<br>プラスチック |              | いし<br>石       | すいぎやう<br>水牛   |                |               |
| 大きさ  | 15ミリ          | 13.5ミリ            |              | 12ミリ          | 10.5ミリ        |                |               |

かいわれい  
会話例

A さん : 印鑑を作りたいんですが。

お店の人 : この申込用紙に、おなまえ、おところ、ご連絡先をお書きください。

A さん : はい。

お店の人 : この見本(書体等)の中から書体、大きさ、材質を選んでください。

A さん : (見本を見ながら)これをお願いします。

お店の人 : かしこまりました。

いんかん      しょたい

体たい書しよ



いんそうたい  
印相休



10.550

大さじ

■ 活動 2- 銀行に行つて

かいわれい  
会話例

A さん : 口座を作りたいんですが。

銀行の人 : 印鑑と本人を確認できる物をお持ちですか。

A さん : はい、持っています。

銀行の人 : 日本に來られてどの位ですか。

A さん : 6ヶ月です。\*

銀行の人 : では、この申込用紙にご記入ください。



\* 銀行によっては6か月以上日本に滞在していることが必要である。

### ■ 活動 3 - 申込用紙に記入しよう

もうしこみ よ う し  
申込用紙

[illegible]

## 年齢早見表【2013年・平成25年】版

※誕生日前は下記の表から1歳引いた年齢となりますので、ご注意下さい

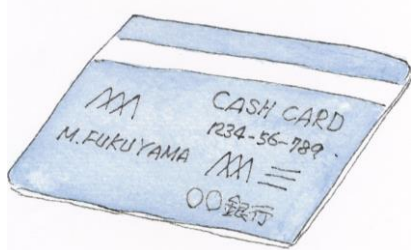
| 西暦    | 元号         | 年齢   |
|-------|------------|------|
| 1913年 | 大正2年       | 100歳 |
| 1914年 | 大正3年       | 99歳  |
| 1915年 | 大正4年       | 98歳  |
| 1916年 | 大正5年       | 97歳  |
| 1917年 | 大正6年       | 96歳  |
| 1918年 | 大正7年       | 95歳  |
| 1919年 | 大正8年       | 94歳  |
| 1920年 | 大正9年       | 93歳  |
| 1921年 | 大正10年      | 92歳  |
| 1922年 | 大正11年      | 91歳  |
| 1923年 | 大正12年      | 90歳  |
| 1924年 | 大正13年      | 89歳  |
| 1925年 | 大正14年      | 88歳  |
| 1926年 | 大正15年/昭和元年 | 87歳  |
| 1927年 | 昭和2年       | 86歳  |
| 1928年 | 昭和3年       | 85歳  |
| 1929年 | 昭和4年       | 84歳  |
| 1930年 | 昭和5年       | 83歳  |
| 1931年 | 昭和6年       | 82歳  |
| 1932年 | 昭和7年       | 81歳  |
| 1933年 | 昭和8年       | 80歳  |
| 1934年 | 昭和9年       | 79歳  |
| 1935年 | 昭和10年      | 78歳  |
| 1936年 | 昭和11年      | 77歳  |
| 1937年 | 昭和12年      | 76歳  |
| 1938年 | 昭和13年      | 75歳  |
| 1939年 | 昭和14年      | 74歳  |
| 1940年 | 昭和15年      | 73歳  |
| 1941年 | 昭和16年      | 72歳  |
| 1942年 | 昭和17年      | 71歳  |
| 1943年 | 昭和18年      | 70歳  |
| 1944年 | 昭和19年      | 69歳  |
| 1945年 | 昭和20年      | 68歳  |
| 1946年 | 昭和21年      | 67歳  |
| 1947年 | 昭和22年      | 66歳  |
| 1948年 | 昭和23年      | 65歳  |
| 1949年 | 昭和24年      | 64歳  |
| 1950年 | 昭和25年      | 63歳  |
| 1951年 | 昭和26年      | 62歳  |
| 1952年 | 昭和27年      | 61歳  |
| 1953年 | 昭和28年      | 60歳  |
| 1954年 | 昭和29年      | 59歳  |
| 1955年 | 昭和30年      | 58歳  |
| 1956年 | 昭和31年      | 57歳  |
| 1957年 | 昭和32年      | 56歳  |
| 1958年 | 昭和33年      | 55歳  |
| 1959年 | 昭和34年      | 54歳  |
| 1960年 | 昭和35年      | 53歳  |
| 1961年 | 昭和36年      | 52歳  |
| 1962年 | 昭和37年      | 51歳  |

| 西暦    | 元号         | 年齢  |
|-------|------------|-----|
| 1963年 | 昭和38年      | 50歳 |
| 1964年 | 昭和39年      | 49歳 |
| 1965年 | 昭和40年      | 48歳 |
| 1966年 | 昭和41年      | 47歳 |
| 1967年 | 昭和42年      | 46歳 |
| 1968年 | 昭和43年      | 45歳 |
| 1969年 | 昭和44年      | 44歳 |
| 1970年 | 昭和45年      | 43歳 |
| 1971年 | 昭和46年      | 42歳 |
| 1972年 | 昭和47年      | 41歳 |
| 1973年 | 昭和48年      | 40歳 |
| 1974年 | 昭和49年      | 39歳 |
| 1975年 | 昭和50年      | 38歳 |
| 1976年 | 昭和51年      | 37歳 |
| 1977年 | 昭和52年      | 36歳 |
| 1978年 | 昭和53年      | 35歳 |
| 1979年 | 昭和54年      | 34歳 |
| 1980年 | 昭和55年      | 33歳 |
| 1981年 | 昭和56年      | 32歳 |
| 1982年 | 昭和57年      | 31歳 |
| 1983年 | 昭和58年      | 30歳 |
| 1984年 | 昭和59年      | 29歳 |
| 1985年 | 昭和60年      | 28歳 |
| 1986年 | 昭和61年      | 27歳 |
| 1987年 | 昭和62年      | 26歳 |
| 1988年 | 昭和63年      | 25歳 |
| 1989年 | 昭和64年/平成元年 | 24歳 |
| 1990年 | 平成2年       | 23歳 |
| 1991年 | 平成3年       | 22歳 |
| 1992年 | 平成4年       | 21歳 |
| 1993年 | 平成5年       | 20歳 |
| 1994年 | 平成6年       | 19歳 |
| 1995年 | 平成7年       | 18歳 |
| 1996年 | 平成8年       | 17歳 |
| 1997年 | 平成9年       | 16歳 |
| 1998年 | 平成10年      | 15歳 |
| 1999年 | 平成11年      | 14歳 |
| 2000年 | 平成12年      | 13歳 |
| 2001年 | 平成13年      | 12歳 |
| 2002年 | 平成14年      | 11歳 |
| 2003年 | 平成15年      | 10歳 |
| 2004年 | 平成16年      | 9歳  |
| 2005年 | 平成17年      | 8歳  |
| 2006年 | 平成18年      | 7歳  |
| 2007年 | 平成19年      | 6歳  |
| 2008年 | 平成20年      | 5歳  |
| 2009年 | 平成21年      | 4歳  |
| 2010年 | 平成22年      | 3歳  |
| 2011年 | 平成23年      | 2歳  |
| 2012年 | 平成24年      | 1歳  |

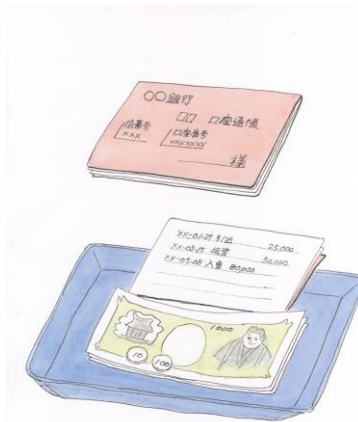
<http://www.nenrei-hayami.net/>

# ◆ ことば・表現－銀行口座に関することば・表現

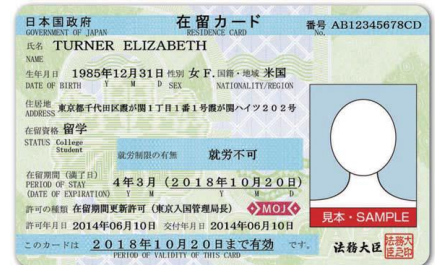
きゃっしゅカード  
キャッシュカード



つうちょう  
通帳



ざいりゅうカード  
在留カード



法務省入国管理局ホームページより引用

## 活動—1 (印鑑を作ろう)

いんかん しゅにく もうしこみようし おなまえ おところ れんらくさき みほん えら  
印鑑 朱肉 申込用紙 おなまえ おところ ご連絡先 見本 選ぶ

かいしよたい そうしよたい ぎょうしよたい ざいしつ き ぶらすていっく いし すいぎゅう  
楷書体 草書体 行書体 材質 木 プラスティック 石 水牛

おお みり  
大きさ ミリ

## 活動—2 (銀行に行って)

こうざ かいせつ つうちょう ふつうよきん ていきよきん そうごうこうざよきん まどぐち  
口座 開設 通帳 普通預金 定期預金 総合口座預金 窓口

ばんごうふだ きにゅうほんにんさま ほんにん かくにん もの こじんじょうほう  
番号札 記入 本人様 本人を確認できる物 個人情報

あんしょうばんごう きゃっしゅカード どういしょ ざいりゅうカード たいがい  
暗証番号 キャッシュカード 同意書 在留カード 滞在

## 活動—3 (申込書に記入しよう)

しよくぎょう つと さき せいねんがっぴ たんじょうび ねんれい せいべつ へいせい しょうわ  
ご職業 お勤め先 生年月日 誕生日 年齢 性別 平成 昭和

たいしょう げんごう せいれき がんねん はやみひょう きんがく つうちょうしゅるい いんかんとどけ  
大正 元号 西暦 元年 早見表 金額 通帳種類 印鑑届

おういん ふとわく かき まえ ちゅうい  
押印 太枠 下記 前 注意

## 指導ノート

### 取り上げる生活上の行為の事例

(0901050)「口座開設の申込みをする」

### 教室活動の目標

- － 銀行口座を開設する。
- － 申込みができるようにする。

### 教室活動のねらい

- － 印鑑をつくる。(活動1)
- － 口座開設の意思を伝えることができる。(活動2)
- － 申込用紙に必要な事項を記入することができる。(活動3)
- ・ 銀行口座を開設すると預金、送金、給与の受取、公共料金やクレジットカードの支払などのサービスを受けることができる。
- ・ 実生活のサポートとなるような教室活動を考える。

### 活動前に確認しておくこと

- ・ 学習者の居住地又は勤務地近くの銀行
- ・ 口座開設の条件:6か月以上の滞在(銀行により)・1人1口座
- ・ 必要なもの:印鑑・在留カード(外国人登録証明書)

### 準備する素材

- － 学習者の居住地または勤務地近くの銀行の口座開設申込み用紙
- － 印鑑の書体・材質・申込み用紙
- － 年齢早見表
- － 在留カード(見本)
- － キャッシュカード・通帳のイラスト

## イメージをつかむ

### ●イラスト・写真シート

#### ・銀行口座を作る(p.2)

- ・ イラスト・写真シート(p.2)を見ながら、日本の銀行と母国との違いを話し合ってみましょう。
- ・ 口座開設に必要なものとして、日本以外の国では、一般的にサインで開設できますが、日本では印鑑が必要です。印鑑の種類や大きさなどの話もしてみましょう。
- ・ 6か月以上日本に滞在していることが口座開設の条件としている銀行もあります。事前に確認しておくことが必要でしょう。

## ☆ 問いかけ例 ☆

### < 銀行内のイラストを見て p.2 >

「ここはどこですか」

「みなさんのお国と同じですか」

「あなたのお国では銀行で口座を作るとき、何が必要ですか」

「日本では何が必要だと思いますか」

「銀行の口座があると、どんなことができますか」

### < 印鑑のイラストを見て p.3・p.4 >

「これはなんですか」

「みなさん、持っていますか」

「いつ使うと思いますか」

「これは銀行で口座を作るときに使います」

「皆さんの国では銀行の口座をつくる時、何をもっていきますか」

### < 通帳とカードのイラストを見てp.8 >

「これを知っていますか」

「暗証番号はなぜ必要なのでしょう」

「どんな番号がいいと思いますか」

## 体験・行動する

### ■活動シート

#### 活動1－印鑑を作ろう (p.3)

- ・ 写真・イラストを使って銀行口座を作るには印鑑が必要であることを確認する。
- ・ 印鑑を作るための申込書を書けるようにする。

### ■活動シート

#### 活動2－銀行に行って (p.5)

- ・ 銀行の人に口座を作りたいという意思を伝え、説明されたことを理解できるようにする。
- ・ 母国での口座を作るときのことを話してみよう。

### ■活動シート

#### 活動3－申込書に記入しよう (p.6)

- ・ 申込用紙のことは理解し、記入できるようにする。
- ・ サンプルの申込用紙を配り、実際に記入してみる。
- ・ 年齢早見表を見て、本人の年号を確認する。
- ・ キャッシュカードは、ほとんどの銀行が申し込みをしてから、1～2週間後に簡易書留で送られてくることを伝える。簡易書留を受け取る時の活動も入れるとよい。
- ・ 暗証番号は誕生日など、分かりやすい番号は避けるように伝える。
- ・ 記入する時の質問ができるようにする。

< 例 >

「この意味はなんですか」

「ここに何を書きますか」

## ことば・表現を知る

### ◆ことば・表現シート

#### ・ことば・表現－銀行口座に関することば・表現 (p.8)

- ・銀行口座開設に必要なことばです。実物や見本を手にして、話すとよいでしょう。

## 発展的な活動

### 現金での振込み

- ・ATM での振込みの限度額は 10 万円です。
- ・10 万円を超える場合は、本人を確認できる書類を持って窓口に行きます。

### キャッシュカードでの振込み

- ・銀行により、限度額が 100 万円～200 万円の幅があります。
- ・ATM での振込手数料は、現金よりキャッシュカードの方が安いです。

### 海外送金到着

- ・海外送金到着の照会は、電話または手紙できます。
- ・「外国為替および外国貿易法」により、送金人との関係及び使用目的を尋ねられることがあります。

(平成 25 年 2 月末現在)

余裕のある学習者については、上記内容を盛り込んだ会話のロールプレイをしてみてもよいでしょう。

## 情報

### \*多言語情報

#### 1. 文化庁「日本語学習・生活ハンドブック」

- ・日本語、中国語、韓国・朝鮮語、英語、スペイン語、ポルトガル語
- ・p.67 お金と銀行

・[http://www.bunka.go.jp/kokugo\\_nihongo/kyouiku/handbook/index.html](http://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/kyouiku/handbook/index.html)

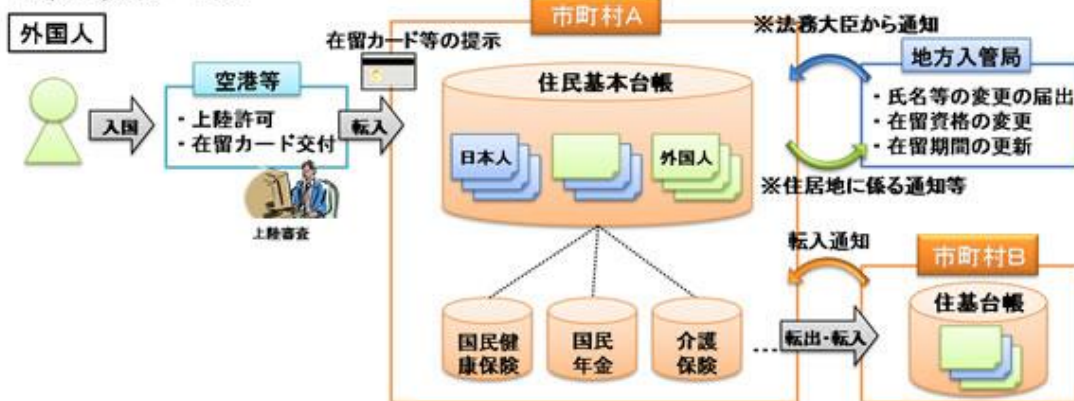
#### 2. (財)自治体国際化協会「多言語生活情報」

- ・英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語、ドイツ語、タイ語、フランス語、インドネシア語、ロシア語
- ・その他の届出 印鑑

・<http://www.clair.or.jp/tagengorev/ja/d/05-1.pdf>

\*平成 24 年 7 月 9 日、外国人登録法が廃止され、入管法と住民基本台帳法が変わりました

### 《改正後イメージ》



法務省ホームページより引用